

議会運営委員会記録

令和5年9月6日（水）

開議 13時59分

閉議 15時09分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員（代理：芦谷議員）

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、猪狩総務課長、勝手総務管理係長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議 題

1 令和5年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和5年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

資料1

(2) その他

2 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について

資料2

3 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

資料3

4 ぎかいポストに寄せられた意見への対応について

資料4

5 次期議会運営委員会への申し送り事項について

資料5

6 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 59 分 開議]

○布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。なお牛尾委員が欠席のため代理として芦谷議員が出席されている。

1 令和5年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和5年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

○布施委員長

資料1を見てほしい。総務部長から説明をお願いします。

○総務部長

(以下、資料を基に説明)

○布施委員長

続いて付託先等について事務局長から説明をお願いします。

○下間局長

(以下、資料を基に説明)

○布施委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

(2) その他

○布施委員長

私から1点皆に周知がある。常任委員会での執行部報告事項について、コロナ禍を契機に執行部に補足説明の有無を伺い、補足説明がなければ執行部からの説明なしで委員が質疑する運用としている。しかしながら、委員会や担当者によっては補足説明にも差異があるようで、委員から概要やポイントの説明が必要だとの声があった。コロナも5類に下がったこともあり、ある程度統一できたらと思っている。私としてはこれまで同様、委員に資料を読み込んでいただくのは当然とし、その上で執行部の報告事項は提出に至った背景やポイントを簡潔に説明していただき、その後に委員から質疑を行う流れにしてもらいたいがか。

○川上委員

担当によっては非常に長くなる場合がある。執行部には簡潔明瞭な実施をしっかりとお願いしてもらいたい。

○布施委員長

それもきちんと執行部に申し送り、委員会内でもきちんとできるようにはしていきたいと思う。執行部にはそれについて何か考えがあるか。

(「なし」という声あり)

皆それで良いか。

(「はい」という声あり)

では執行部には、背景やポイントを簡潔に説明いただくようお願いする。ほかに執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ではここで執行部は退席となる。

(執行部退席)

2 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について

○布施委員長

資料2を見てほしい。8月25日の議会運営委員会において浜田市議会議員政治倫理条例の第4条を削除することについて、全会派の了承を得た。資料のとおり第4条を削除した条例案を作成した。その内容について事務局から説明をお願いする。

○大下庶務係長

(以下、資料を基に説明)

○布施委員長

以上の説明について委員から確認や質問はないか。

(「なし」という声あり)

それではお諮りする。浜田市市議会議員政治倫理条例の一部改正について、この案のとおり議会運営委員会から提案することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、9月定例会議の最終日に議会運営委員会委員長から提案させていただく。

3 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○布施委員長

資料3を見てほしい。これも8月25日の議会運営委員会において、9月定例会議最終日に議会運営委員会委員長から提案することについて了承を得た。資料のとおり条例案を作成した。その内容について事務局から説明をお願いする。

○大下庶務係長

(以下、資料を基に説明)

○布施委員長

第1条にある「支配人」とはを含め、詳しく説明してもらったことを踏まえ、委員から質問はないか。

○川上委員

理解したので、これで良いと思う。

○布施委員長

ほかはないか。

(「なし」という声あり)

ではお諮りする。浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、この案のとおり議会運営委員会から提案することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

それでは9月定例会議の最終日に、議会運営委員会から提案する。なお、この条例について、今後、市の法令審査会で確認してもらおう。内容に大きな変更はないが、多少の文言修正があった場合は正副委員長にご一任願う。

4 ぎかいポストに寄せられた意見への対応について

○布施委員長

議会広報広聴委員長から対応を協議するよう依頼があった。2点の意見が寄せられ、正副委員長で回答案を作成したので委員から意見をいただき、本日回答内容を決定したい。資料4を見てほしい。

「特定の人陳情が多すぎる。」という意見に対して、対応経過及び結果案として、「議会活動に関心をお寄せいただきありがとうございます。ご意見として承ります。」という案と、「議員は大変です。報酬アップしてあげてください。」への回答案は、「ねぎらいの言葉ありがとうございます。浜田市議会基本条例第24条に議員報酬の改正に当たっては行財政改革の視点のほか、市政の現状及び問題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする」と定め、このような視点を持って検討することとしております。また、市長の諮問機関である浜田市特別職報酬等審議会において審議することとなっています。」このような案を作った。皆から意見があれば伺う。この内容でよろしいか。

(「はい」という声あり)

では、決定したので議会広報広聴委員会へこの内容で報告する。

5 次期議会運営委員会への申し送り事項について

○布施委員長

資料5を見てほしい。11月の委員改選に向け、申し送りたい事項について会派で検討し報告いただくことにしていた。各会派からの意見は資料のとおりである。各会派から補足説明をお願いする。

○小川委員

2点挙げている。この2点は特に次期議会運営委員会に申し送りしたいということもあるが、現時点においても検討すべき内容ではないかと。本来ならもう少し、今の体制内でも早目に検討すべきではなかったかという意味合いも含めて挙げている。

議長任期に関する申合せについては、昨年11月に全国市議会議長会の実態調査結果の中にもあるが、全国815市のうち申合せや慣例があるところが78.7%、641市におい

て議長任期が決められているとの実態が報告されている。その中で特に78.7%のうちで、任期についても1年が182市、2年が449市ということで、4年任期を実施しているのは申合せがある中ではたった10市、1.6%しかない。地方自治法では議員任期となっているが、それぞれの議会の中で4年間やることについていろいろな問題点や弊害も検討される中で、こうした実態になっているのが現実ではないかと思っている。過去には浜田市議会においても最大会派への申合せもあったが、それについてもやはり二元代表制の一翼である議会があまり割れたり、意見の相違があってはまずいということで、そこを回避するための一つの知恵としてこういった申合せがされているのではないかと判断している。過去にあった最大会派の申合せ事項ということではなく、浜田市議会の申合せ事項として、この点についてもきちんと議論するべきではないかということで、この1点について書いている。

2点目については、そういったことも含めて、この間一度会派代表者会議が開催されているが、これも浜田市議会は会派制を取っている現実があるので、そういう中で様々な議会が抱える課題について共有し意思統一していくことが必要だということで、この点についても今後引き続き検討をお願いしたいため挙げている。特に議長任期についてはこの間でも大体2年おきにいろいろな議論もしてきたことを踏まえると、ちょうど11月が目の前なので、今からでもこういった議論はすべきではないかということで挙げている。

○柳楽副委員長

公明クラブとしても、ぎりぎりまで会派代表と話をしてきたが、先ほど超党みらいからもあったような、2年任期の議会が多いということもあるし、4年間されるのが必ずしも悪いとは限らないと思うが、議会活性化という意味合いも含んでの2年任期でもあるのではないかと思っている。これまでやり方について、まちまちになっていたと思うので、必ず一度辞表を出した上でまた改めて立候補されて、皆の信任を得るといったやり方など、その方法自体もきちんと決める必要があるかと思っている。

これが、議会運営委員会内でやるのが良いか、例えば議会改革推進特別委員会でやるのが良いのか、うちの会派でも話が出ている。

陳情の扱いについては、これまでの議会運営委員会の中で改めて配付についての話も少し出ていたので、また陳情の取扱いについて他会派からも意見が出るのかと思っていた。今回は陳情数も少なくなっていたし、陳情書内の資料の取扱い等も一応皆で合意形成が図られているが、今後の状況を見ながら改めて議論していく必要があるのかと思って挙げている。

○布施委員長

意見があった会派から補足説明をいただいた。そのことについて皆から質問や意見があれば挙手の上でお願いします。

○川上委員

創風会からは、持ち越し、または新たな議会運営委員会の見直し等はなかったが、先ほど超党みらい及び公明クラブからも正副議長の扱いについて出ているので、やは

り何かのアクションを取る必要があるのではないかと考える。

○三浦委員

申し送り事項の検討なので、この2年の任期の中で、当委員会内で結論が出なかったことを申し送るのが基本的な考え方だと思う。所管委員会のあり方についてはもう少し時間を掛けて議論しようというのが、これまでの委員会の見解だったと思うので、申し送るべき事項としてはそれがまず一つだと思う。

そのほかについては、次期委員会メンバーの中で決められることだと思う。新しい事項を今のこの任期の中で議論が熟してないものを、今の状況の中で申し送るとするのは、委員会スタンスとして共通認識を持ちにくいことだと思う。

それからこれは個人的な意見になるが、議長任期について二つの会派から意見があったが、ほかの自治体が2年や1年の任期で申合せをしているというのは、何をもってその期間なのか、そうした理由を共有しながらどうあるべきなのかという議論は良いと思うが、他市事例だけをもって、それが正しいかどうかを判断するには少し情報が足りないと思うし、それを議会運営委員会でやるべきかどうか、というところもあると思う。先般、特別委員会でも議選監査の任期について4年というのは地方自治法にあるので、それに準ずることを確認したのだが、それに準ずれば議長任期についても同じように記されているわけなので、ここで確認する以上の議論はできないと思う。したがって議会運営委員会での申し送り事項には適さないとは私は考える。

○布施委員長

ほかにはないか。議長任期については議会運営委員会で考えるべきだという意見と、この場には適さないという意見があった。結論が出なかった申し送り事項については先ほど三浦委員が言われたように、次回の議会運営委員会へ申し送るのが妥当ではないかというのは正論である。議長団を出した山水海の方々に、委員長から聞きたいのだが、議長任期は2年前に新しい議長が決まったときに、本当は会派の中でいろいろ熟知してやっていくべきということだったのだが、次期に向けて、ほかの会派からこういう問題が出て、議会運営委員会で討議すべきだということは、浜田市議会としては大事なことであるということで、これは何回かやったから次の議会運営委員会に持って行く考え方にしたらどうかという話も大事だと思うが、出た以上はそういったものを次回の議会運営委員会で検討すべきではないかというのも一つの意見だと思っている。委員長としての思いだが、それについて、この場で、議会運営委員会でやるのが良いのか、先ほど公明クラブが言われたように議会改革推進特別委員会でやるのが良いのかも含めて、議長任期については、どこでどのような形でやっていくか、こういうことも踏まえて考えなければいけないのが、私は議会運営委員会だと思っている。

○三浦委員

これは会派内で協議してないのであくまで個人の見解だが、各会派で任期について考え方の差異があることについては、議会全体として共有しながら、ある部分では協議するということがよろしいかと思うが、それを議会運営委員会で扱うべきなのか、扱うべき事象なのか、そういったところを検証した上で議会運営委員会では取り扱われ

るべきではないかと思う。議会運営委員会で扱うべきだと正副委員長がお考えになったり、あるいは各会派でもそのような認識であれば、ここで協議していけば良いが、私は少なくとも議会運営委員会で取り扱うことではないように思う。したがって、各会派に意見の差異があって、それをどうだろうかと協議することは、どこかの場所で持たれるとか、それを決して否定するものではないことはお伝えしておきたい。

○芦谷議員

委員外議員だが発言する。議員任期は4年である。2年、4年、1年の話があったが、やはり議会全体の合意をつくるという原点に立ち返って、市長に対峙するためには議会21人の合意が必要である。そういった、議長任期のありようも含めて議論する場が欲しいと思うのだが、今ははっきりしていないのだろう。各議員の立場や地域性もあり、可能な限り多様な意見が議会に反映されることを担保するためにも、議長任期の4年2年も含めて議論する場が欲しいと思っている。

最大会派の申合せという言葉が出るが、私も議員をしてみて、最大会派が決めたことに少数会派は従ってきた。したがって最大会派が勝手に決めたのではなく、最大会派が決めてそれを少数会派も含めて従ってきて、全体での合意だと思っている。そういう意味で、改めて議長任期については議論の場を設けることも含めて検討する必要があると思っている。そのためには会派代表者会議もあるし、そういったことを通じて、とにもかくにも合意形成することに尽きると思っている。

○川上委員

本日の議題は、次期へ送ることがあればという話だったので、それについてはしっかりそのように聞いてもらいたいのだが。今出ているのは全て3項目、以外は特段という形だったので、この3項目については次期へ送っていただき、それをどうするかは次期議会運営委員会が判断すれば良いことだと私は考える。今日はぜひこの点をしっかり決めていただければ。

○布施委員長

川上委員、芦谷議員から意見があった。一つは皆に了承してもらっている常任委員会の所管事項の見直しについて、これは次期に議論してもらうことが決定している。それ以外に別の意見は出なかったが、超党みらいの会派代表者会の定例化について。

○川上委員

表を見てもらえば分かるが、次期議会運営委員会に送るものはこれしかなかったのか。前回出た話がまた盛り上がってきているのだが、それはどうなのか。

○布施委員長

あれは確認のために入れた。

○川上委員

ここに「次期へ送るものはこれだけ」と書いてあるのに、また所管を出すのか。

○布施委員長

これは前回決まった。

○川上委員

あれは確定として。そうなのか。表を出したからこの中へまた書くかと思った。

○布施委員長

私の説明が足りなかったかもしれない。前回確定した常任委員会が所管する事項の見直しについては皆も了承されたので、それは次期議会運営委員会で議論してもらうことに含めて、それ以外に各会派から次期へ申し送る事項はないかといったときに、この表が出てきた。それを含めて、いろいろ意見があった。

○小川委員

常任委員会が所管する事項の見直しについて、次期議会運営委員会の中でということがあるが、会派内で議論したときには、本当にこれも議会運営委員会で検討するのがふさわしいのか、議会改革推進特別委員会であるべきものか、というところが、まだ明確になっていないのではないかという意見があった。今日の協議で議会運営委員会に申し送りとなれば、それも含めて次期に議論してもらったほうが良いといったことも加えておく。

○布施委員長

一応前回、議会運営委員会で検討したらよいかそれともほかが良いか、意見はあったが議会運営委員会の申し送り事項にすることを皆に了承してもらって決定したと私は理解した。議会運営委員会でやるべきかほかでやるべきかは、次期の議会運営委員会で話し合ってもらおう認識でいる。その点は申し送る。その他で4案出ている。

○柳楽副委員長

うちの会派からも正副議長の任期に関する申合せについて出させてもらっているが、括弧書きにあるように、今期中にも決めたい思いもある。そうすると申し送り事項には本来当てはまらなかったことも少し反省している。これまで慣例として大体2年交代で、そこをどうするのかは何かしらの場所できちんと協議はしてもらいたい。

○布施委員長

暫時休憩する。

[14 時 34 分 休憩]

[14 時 44 分 再開]

○布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。前回の決定事項である、案として「1 常任委員会が所管する事項の見直し」について、次期議会運営委員会へ申し送ることについて案が出ているが、これについて賛成の方の挙手を求める。

(賛成者挙手)

続いて「2 議長及び副議長任期に関する申合せ」について、次回議会運営委員会に申し送りしないということで、皆からある程度意見が出たように思うが、これについてお諮りする。次期議会運営委員会に申し送りしないということでよろしいか。賛成の方は挙手を願います。

○川上委員

その前に、これは取り扱わないで良いのでは。除外する。

○布施委員長

いや、意見として出ているから除外はできないだろう。

○小川委員

次期議会運営委員会に申し送りしたい事項ということで、一応会派内で検討して上げようとしたのだが、今の時点でも検討すべきではないかとも思い、その二つの理由で上げているので、それをここから除外するのは、申し送り事項からは外すが、今の議会運営委員会内で検討する機会を設けるのであれば同意できるが、曖昧なまま決められると会派に持って帰れない。議会運営委員会の申し送りにはしないが、それについて議会全体で申合せすべきではないかということを検討してほしいという意味である。

○布施委員長

暫時休憩する。

[14 時 48 分 休憩]

[14 時 50 分 再開]

○布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。次期議会運営委員会への申し送り事項について「2 議長及び副議長任期に関する申合せ」について、次期議会運営委員会へ申し送りしないことに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者挙手)

挙手全員で申し送りしないことに決した。次に「3 会派代表者会議の定例化」についてである。次期議会運営委員会に申し送りしないことに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者挙手)

挙手多数で、会派代表者会議の定例化については、次期議会運営委員会に申し送りしないこととする。

「4 陳情の取扱い」について、これについても次期議会運営委員会に申し送りしないことについて賛成の方の挙手を求める。

(賛成者挙手)

挙手多数で、陳情の取扱いについて申し送りしないことに決した。以上、本日決定したことについては皆で会派内でも確認してもらおうよう、よろしく願います。

ほかに委員から何かあるか。

○柳楽副委員長

先ほども申し上げたが、申し送り事項としては申し送りをしないと決定した「2 議員及び副議長任期」に関しては、近々そういう時期がやってくるがそれまでのところで一定程度話し合いをして結論を見ていただけると良いと思う。

○芦谷議員

オブザーバーなので言いにくいですが、そもそも議会の基本中の、議長任期の扱いがこれだけ迷走するのは問題があると思う。したがって会派代表者会議も含めてしっかりと意思決定をする場をつくらないといけない。もし議長が後半2年をされるのであれば、例えば会派代表者会議を集めてそこでお願いするなど手順を踏んで、全体の合意が出れば良いが今のままで議長がもう1期やるといったことが出回ることで自体が問題である。したがって、議会の基本的な部分についてしっかり決める必要があると思っている。

○串崎委員

気持ち、考え方は理解するが、今回は既にもう半分、今は2年たったところでそういう形の言葉が出たとしても、最初の段階で話が出て決めるべきであり、途中で話が出て、理解はするが今回は難しいのではないかと判断する。

○小川委員

私は10年の経験しかないが、その間毎回2年ごとにこの問題はもめてきている。先ほど全国市議会議長会の資料も報告させてもらったが、結局この中身は、自治法では4年となっているが、4年は長すぎるということはこの表は表していると思っている。今の時代の流れやいろいろなニーズを見ると、4年でなく2年ないし1年で代わっているところがすごく多く、それなりの根拠があったと思うが、その点について今の時代の流れで言うと、議会全体で申合せしているところが8割程度あるなら、そういったことについても浜田市議会からその問題に正面から議論すべき時期に来てないか。今までは最大会派の申合せで来ていたが、そうではなく議会全体で合意形成を図るべき時期に来てないかということ。

先ほども二元代表制の話もあったが、議会側が割れる大きな要素は正副議長選挙選などで毎回、市民に様子が見えるのはあまり良くない。そのための知恵として申合せや慣例などが各議会の中で話し合われ、その結果が全国の状況になっているのではと思う。その点も、もし相談するとすれば当委員会の中でやるしかないかと思っている。

○三浦委員

任期の基本的な考え方は4年である。これは間違いないことである。小川委員が言われたように、慣例やいろいろな事情で配慮しながら2年や1年という任期を、各議会がそれぞれの判断で行っているだけなので、基本的には4年である。これは揺るがないものである。ただその上で、議会運営の中でどうあるべきか。2年や1年の根拠、いろいろな考え方があると思うので、会派間、議員間でそれを協議して、どうあるべきか浜田市の考え方に結論を出せば良い。ただ、4年という任期の考え方、ベースは変わらないものなので、この場で議論すべきことではないと思っている。今日ここで協議すべきという意見が上がれば会派に持ち帰り、各会派代表が集まって今後どうするかを協議されたら良いのでは。ここではなかなか結論も出ないと思うし、そういう議論はするべきではない。どこから議論をスタートするのかは、4年、それは地方自治法から考えるのがスタートだと思う。

○芦谷議員

議員任期は4年である。あろうことか浜田市では委員会委員は2年である。つまり、文化として4年の任期は議員として保障するが、正副委員長の兼務もしないとなると多様な意見を議会に参画しようという精神があると思う。したがって委員会も2年で代わる、正副委員長も兼務しないとなると、多様な参画なのでできれば正副議長についてもそれは準用されていくのであり、そこで正副議長だけが特別扱いというのは、地方自治法の精神から言って4年は4年だが、それ以上のことについては各議会で決めるというのが地方自治法の精神である。

○布施委員長

要するにこの議会運営委員会の中で議長任期について、この場で話していくのか、それとも会派代表者会議などで集まって話していくか。大きな議論の持ち場はどこかが問題点になっていると思っている。根拠などを含めて皆に諮っていききたい。議長任期についての協議はこのまま議会運営委員会で進めるか、それとも会派代表者会議で諮るか。

○川上委員

2年という話が出てきたので、きっと現議長に対してもう2年担うのが難しいという意見があったのだと思う。別段現議長が良いも悪いもないが、そういう声が出たということは、再度最初に立ち返って、本当にそれで良いのかをここでやっても良いと思う。

○布施委員長

議会運営委員会の中でやるということか。

○川上委員

議会運営委員会でやっても良いし、会派代表者会議でも良い。どこかで再度話をし、申し送り事項の中に入れるかどうか決めても良いと思う。

○布施委員長

そういう意見が出たが。諮っても良いか。議会運営委員会でこのままやるか、それとも会派代表者会議で議論していくか。暫時休憩する。

[15 時 01 分 休憩]

[15 時 08 分 再開]

○布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。先ほど申し送り事項の決定については皆に確認してもらったが、常任委員会が所管する事項の見直しについての1点を、次回の申し送り事項にするので、また最終確認でしていただきたい。議長任期については議会運営委員会内で議論することも考えられたが、それ以外の話合いも必要なため、ほかの場で、会派代表者会議になるかどうかという形になるか分からないが、そちらでしっかり議論してもらおう。そのためには各会派で意見をまとめてもらい、その場で議論を尽く

してもらいたい。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

6 その他

○布施委員長

そのほか、委員からあるか。

(「なし」という声あり)

では次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は9月28日木曜日の全員協議会終了後に第4委員会室で開催する。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[15 時 09 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司